## 山田みやこの活動報告

## 令和3年1月9日(土)

## 「労働者協同組合法」制定記念 第1回学習会に参加

講師 山本 幸司氏(日本労働者協同組合連合会副理事長)

令和2年12月4日、労働者協同組合法が成立した。

〈概要・特徴・成立の意義について〉

労働者組合法とは組合員が出資し、それぞれの意見を反映して事業が行われ、組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織である。

多様な就労機会の創出、地域における多様な需要(訪問介護、学童保育、農産物加工・販売、若者・困窮者自立支援等)に応じた事業の実施を行い、持続可能で活力ある地域社会の実現を進める。

コロナ禍においてさらに厳しくなっている経済格差、少子 高齢化、家族機能低下、長寿社会、国・地方の累積赤字等 の日本社会の行き詰まりを把握していく大きな目的がある。

※この労働者協同組合法を県はまず学習し理解して、地域 課題に取り組む県民に説明会などを行い周知を徹底し、市 町への研修会も行うことが必要と考える。この法律の施行 まで2年間の準備期間の確保が盛り込まれたため、地域課 題の解決に対して事業として成立していくのか難しい所も あるため、中身の十分な検討と支援の仕方を検討して頂き たい。

